

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県高崎市倉賀野町2642番地

氏 名 株式会社関口フレーム

代表取締役 小林文一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 7年 4月28日

許可の有効期限

令和12年 4月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉋さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※②については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成22年	4月28日	新規許可
平成27年	4月28日	更新許可
令和 2年	4月28日	更新許可
令和 7年	4月28日	更新許可

様式第七号（第十条の二関係）

4 積替え許可の有無 ☒ 有 ・ 無

市名 高崎市 許可番号 11610154090

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無